

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年3月20日)

- 1 鳥取県西部町村における国土強靱化地域計画の策定について
【技術企画課】……1ページ
- 2 鳥取西道路の法面変状に係る検討状況について
【道路企画課】……2ページ
- 3 県道鳥取空港賀露線の通行止めについて
【道路建設課】……5ページ
- 4 東郷池等における放置船舶の撤去及び不法係留禁止区域の指定について
【河川課】……7ページ
- 5 鳥取県沿岸における不審な海岸漂着物について 【河川課・空港港湾課】……8ページ
- 6 ユネスコ世界ジオパーク鳥取隠岐間超高速船チャーター運航事業の実施について
【空港港湾課】……9ページ
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路建設課・空港港湾課】……11ページ

県 土 整 備 部



鳥取県西部町村における国土強靱化地域計画の策定について

平成 30 年 3 月 20 日
技 術 企 画 課

- ・西部 7 町村においては、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心な社会経済システム」を構築するため、県内市町村で初となる「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を合同で策定される見込みとなりました。
- ・強靱化の方向性は、県計画と調和し、ハード・ソフトの取組をバランス良く組み合わせて防災・減災の対策を進めるとともに、自助・共助の更なる充実により地域防災力を高めていくものです。
- ・県全体の強靱化には市町村の取組推進が不可欠であることから、引き続き市町村の計画策定と施策の推進を支援していきます。

※ 1) 西部 7 町村（日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町）

※ 2) 複数自治体による合同での国土強靱化地域計画策定は全国初の取組

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

国土強靱化基本法第 13 条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的な推進を図るため、国基本計画及び県計画との調和を保ち、各町村における地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画の指針となるものである。

(2) 計画期間

平成 29 年度から平成 34 年度の概ね 5 年間（※平成 32 年度に中間評価を予定）

(3) 計画内容

県計画を参考に 8 つの「事前に備えるべき目標」を定め、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を設定した。（重要業績指標（KPI）55 項目）

【主な重要業績指標】

- ①行政機能分野（行政機能・消防等）／町村施設の耐震化率、自主防災組織率
- ②住環境分野（住宅・都市・環境）／住宅の耐震化率、上水道事業継続計画（BCP）策定
- ③保健医療・福祉分野／医療施設（病院）の耐震化率、支え愛マップづくり取組箇所数
- ④産業分野（情報通信、産業構造、農林水産）／重要ため池のハザードマップ作成、主要観光施設の無料公衆無線 LAN カバー率
- ⑤国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全）／建設業協会との防災協定の締結、地籍調査進捗率

(4) 計画の特徴

- ・ 7 町村の連携による相互補完を行うことで事前の備えの強化を図る。
＜連携可能な施策＞地震対応タイムラインの共有、避難所運営訓練の合同実施 等
- ・ 平時における地方創生総合戦略等の施策としても機能するため相互に連携を図る。

(5) 計画の推進と活用

- ・ 西部 7 町村が連携して重要業績指標（KPI）のチェックに取り組み、PDCA サイクルを進めることで強靱化施策の推進を図る。
- ・ 県の推進体制と連携し、町村の役割の明確化を図りながら強靱化施策に反映させていく。

2 計画策定までの主な経緯

- ・ H25.12 月 国土強靱化基本法公布・施行（H26.6 月 国土強靱化基本計画策定）
- ・ H28.3 月 鳥取県国土強靱化地域計画（計画期間：H27-H32）策定
- ・ H28.8 月 市町村との行政懇談会（強靱化推進への連携、市町村版地域計画の策定要請）
- ・ H29.5 月～H30.3 月 計画策定合意（西部町村会副町長会）、ワーキンググループ会議等
- ・ H30.2 月～ パブリックコメントの実施
- ・ H30.3 月末 計画決定（見込）

3 他の自治体の計画策定状況

県内では鳥取市、米子市、境港市が計画策定に向けた検討体制を準備中である。

【全国の計画策定状況/H30.2.1 現在】

分類	策定済み	策定中（予定含む）
都道府県	45	2
市区町村	48	68

鳥取西道路の法面変状に係る検討状況について

平成 30 年 3 月 20 日
道 路 企 画 課

鳥取西道路「浜村鹿野温泉 IC～青谷 IC 間」(重山地区)について、昨年 12 月 23 日開催の「鳥取西道路技術検討委員会」(以下、「委員会」という。)でトンネル工法が妥当とされ、この度、当委員会で法面変状要因やトンネルの設計概要の議論がなされましたので報告します。

なお、新たに確認された鳥取西道路「鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC 間」(松原地区)における法面変状についての現状報告等があり、対応について議論がなされました。

1 委員会の開催

日 時：平成 30 年 3 月 7 日 (水) 10:30～14:00

場 所：国土交通省鳥取河川国道事務所

2 検討概要

(1) 鳥取西道路(浜村鹿野温泉 IC～青谷 IC 間)(重山地区)

○法面の調査結果及び法面変状要因について

法面変状要因は粘土層の脆弱化によりすべり範囲が拡大し、大きな地すべりであることが判明した。

○重山トンネル工法の設計概要について

法面の安定対策及びトンネル変状対策を考慮したトンネル設計の概要について委員会の了承を得た。

なお、委員から、法面及びトンネル変位について経過観察を行いながら工事を行うこと、また工事完了後も水抜対策と変位観測を実施するよう意見があった。

○対策工事の実施

トンネル工事は既に発注されており、委員会の意見を踏まえ、現地着手することとなった。

(2) 鳥取西道路(鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC 間)(松原地区)

○経緯と現状及び調査状況について

法面施工中、小段にクラックが発生したため、現状報告、対応及び経過観察について報告があり、今後対策の必要性も含め検討することで了承を得た。

○今後の対策について

法面の経過観察を行い、地質調査結果に基づき、法面の安定について再検討を行い、対策の必要性を検討することとなった。

3 開通見込み

国では、公表している開通時期に変更はなく、「浜村鹿野温泉 IC～青谷 IC 間」については、平成 31 年夏までの開通とし、今後、前倒しも含め工程を詳細に検討する。また、「鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC 間」については、今後、追加の対策工事など現在行っている工事との調整を行い、平成 30 年内開通を目標としている。

4 次回開催予定

次回開催：4 月中旬頃の予定

検討内容：重山地区 対策工事の進捗報告

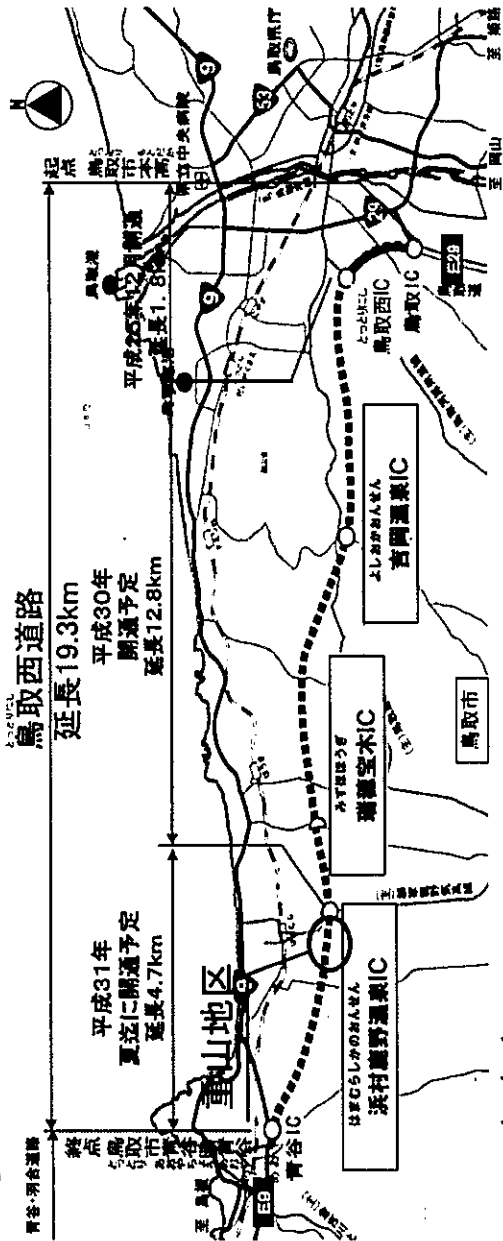
松原地区 法面変状の経過報告、法面対策工の検討 等

5 今後の対応

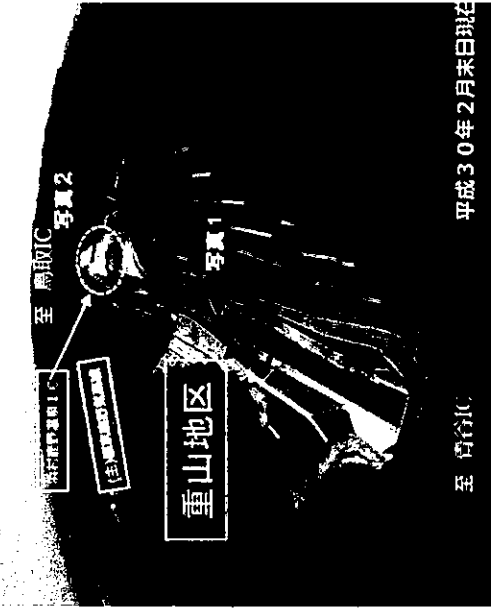
国に対して、重山地区では安全を第一に対策工を実施していただく必要があるが、県としても必要な支援を行っていき、可能な限り前倒しを要請し、また松原地区においても法面の再検討を行った上で、必要な対策工を確実に実施していただくよう要請していくこととする。なお、供用にあたっては地元地域への影響を十分考慮し、早期の全線開通を求めていく。

鳥取西道路「浜村鹿野温泉IC～青谷IC間」(重山地区)

位置図



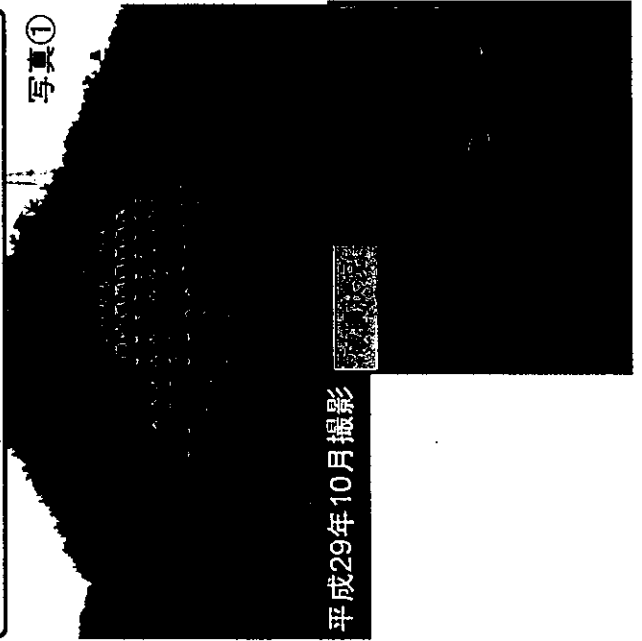
空撮



発生事象

◆アンカーが破断し、アンカーキャップを破損

写真①

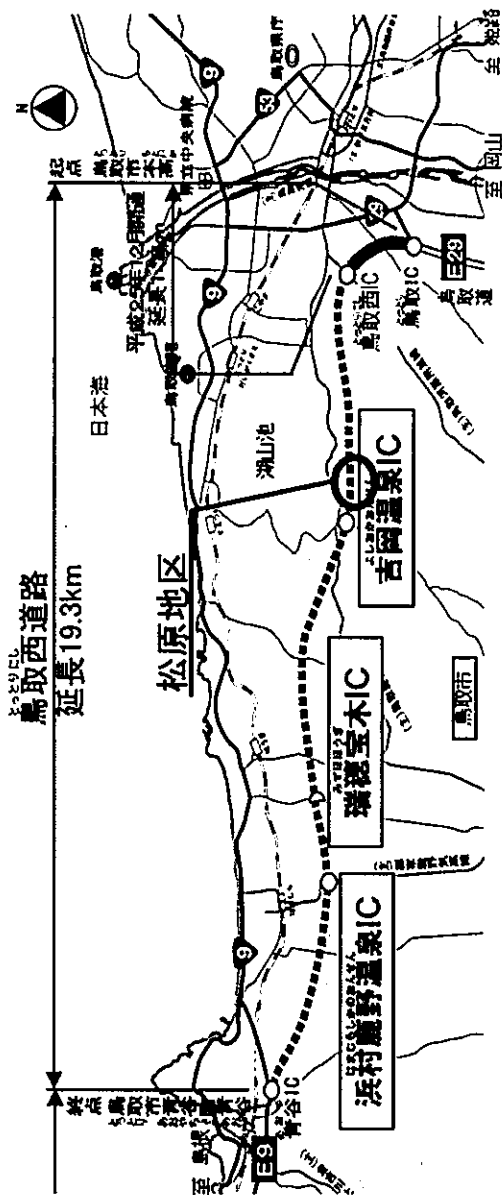


現地状況



鳥取西道路「鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC間」(松原地区)

位置図



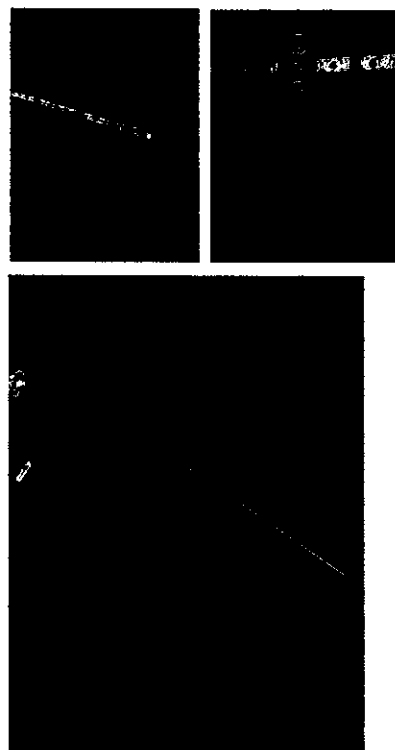
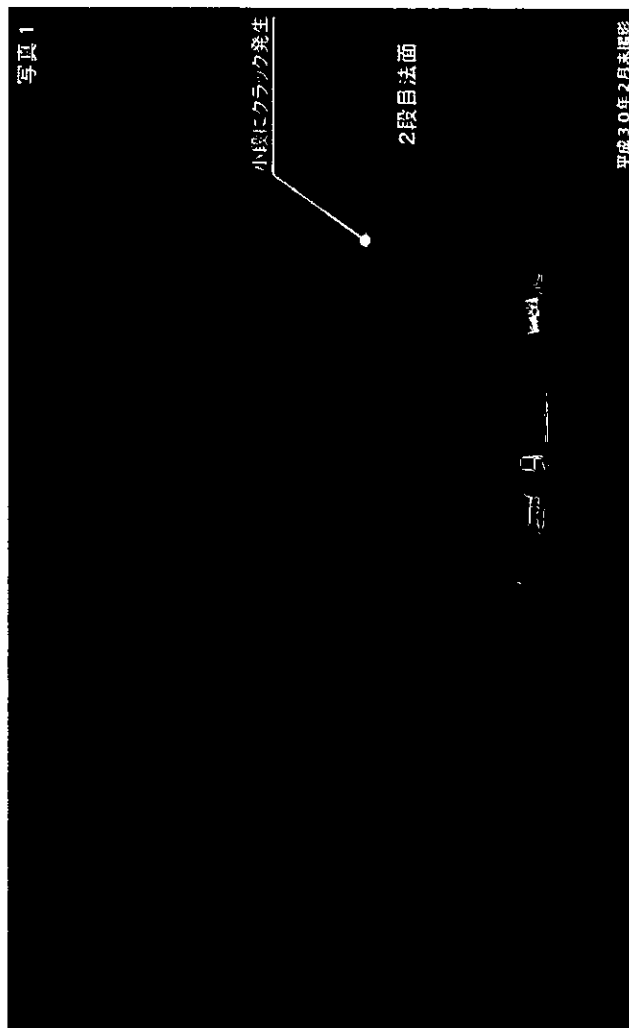
空撮



変状経緯

- ・H29.12末 2段目小段にクラック発生
- ・H30.2 地質調査実施(ボーリング4本)

現在の状況



県道鳥取空港賀露線の通行止めについて

平成30年3月20日
道路建設課

県道鳥取空港賀露線については、3月10日（土）午後3時に開通したところですが、2日後の12日（月）午後1時30分頃に湖山消防署から道路の舗装の打ち継ぎ目から漏水していると通報があり現地を確認したところ、この状態で一般車両を通行させるのは危険であると判断し、同日午後3時30分に全線を全面通行止めとしました。

その後、同日午後6時30分頃から復旧作業に着手し、14日（水）午後10時に全面通行止めを解除しました。

位置

県道鳥取空港賀露線起点部（鳥取砂丘コナン空港側）

経緯

- 12日午後 1時 30分頃 湖山消防署より路面から漏水していると通報
- 12日午後 3時 30分 全面通行止め（全線）
- 12日午後 6時 30分頃 漏水箇所周辺の掘削に着手
- 13日午前 9時 44分頃 漏水した農業用水用管路を確認
- 13日午後 2時 30分頃 上記管路を止水した上で通水試験を実施し他に漏水箇所がないことを確認
- 14日午前 9時 00分頃 管理者（湖東大浜土地改良区）と管路の復旧方法について協議
- 14日午前10時 00分頃 管路復旧作業開始
- 14日午後10時 00分 全面通行止め解除

原因

施工業者が道路用暗渠の施工に際し、埋設された塩化ビニル管（内径100mm）を発見したが、埋設位置も材質も管理者（湖東大浜土地改良区）から入手した配管図と異なっていたため、農業用水用管路ではないと判断した。

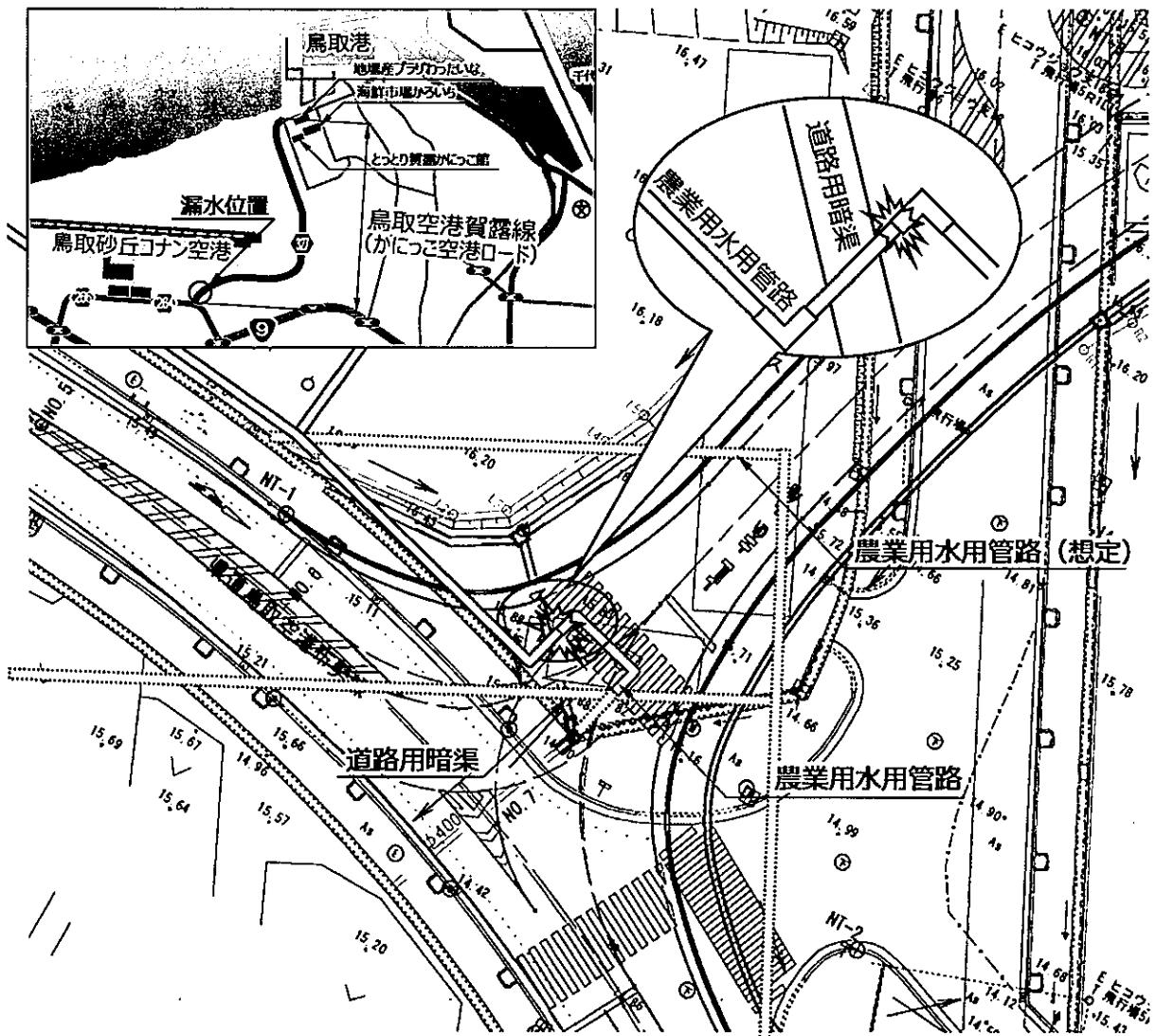
また、打音調査を行ったところ通水が確認されなかったことから、利用されていない管路であると判断し、施工の支障となるため管路を切断し、切断部に十分な止水処理をしないまま埋戻しを行った。

しかしながら、当該管路が農業用水用管路として利用されていたため、12日の試験通水（春以降の営農に先立ち今年初めて通水）により農業用水が流出したものの。

再発防止策

発注者においては、地下埋設物に関する一層の情報収集、受注者に対する注意喚起、受注者との情報共有に努めるとともに、受注者においても、施工中に管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員に連絡するとともに管理者立会のもと安全を確認することを、改めて発注者・受注者双方に周知徹底する。

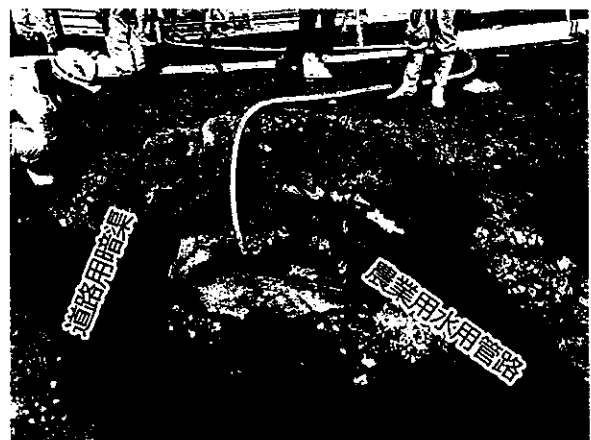
平面図



状況写真



漏水発生後の状況
(12日午後3時頃)



漏水した農業用水用管路の確認状況
(13日午前10時頃)

東郷池等における放置船舶の撤去及び不法係留禁止区域の指定について

平成 30 年 3 月 20 日

河 川 課

県管理河川の東郷池等において、3 月 6 日から河川区域内に違法に放置された船舶の撤去に着手しており、3 月末までに撤去を終え、不法係留が解消する見込みとなりました。これを受けて 4 月 1 日から県内初の不法係留禁止区域に指定し、不法係留の再発防止を図ることとしましたので、報告します。

1 放置船舶の撤去（簡易代執行）について

東郷池及び埴見川（東郷池の上流河川）に違法に放置された船舶 10 隻（全て所有者不明の沈没船）について、河川区域外への撤去を命じる旨の公告を行い、そのうち、撤去期限を過ぎても撤去されなかった船舶について、河川法に基づく簡易代執行を実施しています。

（簡易代執行に係るスケジュール）

平成 30 年 1 月 30 日 撤去を命じる旨の公告（河川法第 75 条第 3 項）
 2 月 28 日 撤去期限
 3 月 6 日～同月末まで 簡易代執行により順次撤去中



簡易代執行（3 月 6 日 埴見川河口）

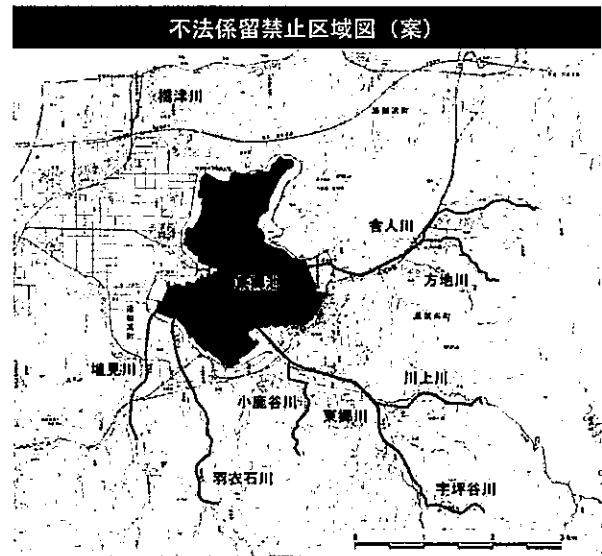
2 不法係留禁止区域の指定について

二級河川橋津川水系では、従来、多数の漁船等が違法に係留されていましたが、平成 26 年以降、県（河川管理者）、湯梨浜町、東郷湖漁業協同組合等が連携して粘り強く不法係留船対策を進めてきた結果、上記の簡易代執行を以て、東郷池及びその上流 8 河川の不法係留が解消する見込みとなったため、河川法施行令に基づき、船舶及び係留施設を放置等禁止物件に指定し、不法係留の再発防止を図ります。

なお、橋津川水系の不法係留船対策については、以前より地元から要望があり、不法係留禁止区域の指定については、平成 29 年 12 月 5 日に開催された湯梨浜町区長会において事前に説明済みです。

○ 不法係留禁止区域の指定内容（平成 30 年 3 月 22 日公示、同年 4 月 1 日施行予定）

水系名	河川名	河川延長 (km)	放置等禁止物件
二級河川 橋津川水系	東郷池	5.05	船舶、係留施設
	とねり 舎人川	3.50	
	ほうじ 方地川	1.72	
	東郷川	3.50	
	かわかみ 川上川、	0.60	
	おじかだに 小鹿谷川	1.79	
	うまし 羽衣石川	3.00	
	はなみ 埴見川	1.90	
	うつぼたに 宇坪谷川	1.40	
	合計	22.46	



○ 河川法施行令に基づく不法係留船対策

平成 26 年 4 月に不法係留船対策の強化を図ることを目的として河川法施行令が改正され、河川管理者が河川ごとに放置等を禁止する対象物（船舶等）を指定し、その旨を公示することにより、河川区域内に船舶等を放置等した者に罰則（3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金）を適用できる仕組みが整えられました。

3 今後の取組

- ・ 不法係留禁止区域の指定にあわせ、看板設置、町報、とりネット等による広報啓発を行います。
- ・ 不法係留禁止区域の指定後に新たな不法係留事案が生じた場合は、河川法に基づき、適切な撤去指導を行うとともに、再三の撤去指導に応じない悪質な不法係留者に対しては、警察への取締要請等を行い、不法係留船の解消を図ります。
- ・ 橋津川には、現在も約 50 隻の船舶等が違法に係留されているため、引き続き、湯梨浜町、漁協等と連携して撤去指導等を実施していきます。

鳥取県沿岸における不審な海岸漂着物について

平成30年3月20日
河川課
空港港湾課

3月2日に鳥取県出雲市に大量のポリタンクが漂着し、本県においても海岸を点検したところポリタンクの漂着が確認されたことから、海岸の監視体制の強化と早期回収を図っています。

記

1 ポリタンク回収個数（3月16日正午現在）

ポリタンクの回収状況（3月16日正午現在）は、次のとおりである。一部のポリタンクには、ハンゲル表記と「過酸化水素」の表示がある。

353個（うち内容物あり9個）

東部地区 船磯漁港海岸（鳥取市）ほか 98個

中部地区 大栄海岸（北栄町）ほか 116個

西部地区 境港海岸（境港市）ほか 139個

（参考） 1 昨年度の県内の漂着数 439個（うち内容物あり38個）

2 他県の状況 鳥取県（3月16日14時現在）

2,301個（うち内容物あり182個）

2 初動対応状況

- ・各海岸管理者において、緊急点検及び回収を実施した。
- ・内容物のあるポリタンクを回収し、簡易検査を行ったところ、うち1個が強酸性と判明した。
- ・ホームページおよびメディアにて県民に注意を呼びかけた。

3 不審な海岸漂着物に係る情報連絡会議の開催

県、市町村による「不審な海岸漂着物に係る情報連絡会議」を3月13日（火）16時に開催し、情報共有と今後の対応を確認した。

<情報連絡会議で確認した対策>

（1） 主要な海水浴場や展望台への注意喚起の
ための看板等設置

【看板の設置状況】

県内43箇所（東部17箇所、中部15箇所、西部11箇所）に3月16日までに設置完了した。

（2） 県民への注意喚起

- ・沿岸市町村の協力により防災行政無線やホームページでの注意喚起を行った。
- ・あんしんトリピーメール、ホームページで県民への注意喚起を行った。

（3） 連絡窓口の設置

- ・各県土整備事務所（局）維持管理課に連絡窓口を設置した。

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル対応

- ・警察、消防、市町村等の関係機関が通報を受けた場合の連絡体制を確認した。



4 今後の対応

引き続き各海岸管理者による監視体制強化と早期回収を図る。

- ・通常の巡視に加えて、天候等を考慮しながら臨時の巡視等により監視体制を強化する。
- ・内容物のあるポリタンクは、各生活環境事務所（局）が簡易検査を実施する。
- ・引き続き、ホームページ等で情報を提供するとともに県民に注意を呼びかける。

ユネスコ世界ジオパーク鳥取隠岐間超高速船チャーター運航事業の実施について

平成30年3月20日
空港港湾課

今年度の「隠岐ジオパーク」ユネスコ世界ジオパーク再認定記念及び来年度予定されている「山陰海岸ジオパーク」再認定に向けた機運醸成として、隠岐汽船が運航する超高速船「レインボージェット」を、鳥取・島根両県のユネスコ世界ジオパーク間でチャーター運航します。

現在、チャーター便を利用したツアーを募集しているほか、鳥取・島根両県のジオガイドや学生の交流事業を実施予定です。

1 実施日

平成30年4月13日（金）

2 実施者

- ・鳥取港振興会（鳥取県・鳥取市）
- ・隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（島根県・隠岐4町村）

3 区間ごとの発着時刻・募集数

(1) A区間

- 行 程：七類港11時00分発～鳥取港12時18分着
- 募集数：75名（韓国旅行社(DBS利用者)40名、県内旅行社10名、ジカイト等15名、関係者10名)

(2) B区間

- 行 程：鳥取港12時30分発～西郷港14時29分着
- 募集数：170名（関西旅行社65名、県内旅行社65名、鳥取環境大学生等30名、関係者10名)

(3) C区間

- 行 程：西郷港14時37分発～七類港15時46分着
- 募集数：40名（県内旅行社40名)

4 事業内容

(1) 前回との相違点

- 本事業では、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月の計3回、商業ベースでの運航可能性について検証を行ってきた。
- 平成29年4月の運航では、乗船率及び採算性の向上を目指し、全区間で旅行商品造成の取組を強化したが、旅行商品価格が上昇したことより乗船客が減少し、商業ベースでの運航は難しいとの判断に至った。
- 平成30年4月の運航は、鳥取・島根両県のユネスコ世界ジオパーク連携事業とし、「山陰海岸ジオパーク」と「隠岐ジオパーク」「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」の情報発信や交流促進、ジオパークへの誘客を図る取組として実施する。
- 今回、新たな取組として、「隠岐」「島根半島・宍道湖中海」のジオガイドがA区間（七類～鳥取）を利用して来県し「山陰海岸」ジオガイドと合同研修を行うとともに、ジオパークを学ぶ公立鳥取環境大学生がB区間（鳥取～西郷）を利用し、隠岐でフィールドワークを行う予定である。

(2) 事業費

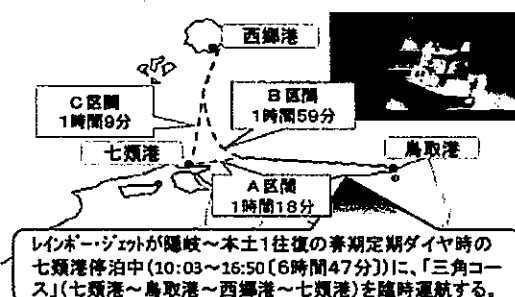
3,800千円（30年度予算案）〔内容〕備船・集客・2次交通に係る委託料
※事業費の1/2を鳥取県側と島根県側で負担。

(3) その他

- 鳥取港(千代地区3号岸壁)では、入港記念セレモニーやジオパークPRコーナーを設置予定である。
- 隠岐・西郷港では、入港記念セレモニーや郷土芸能の特別公演等を実施予定である。

5 今後の鳥取隠岐間航路の取組

今回の結果を踏まえ、同航路の活用方法について、島根県関係者・旅行社等と検討を行う。



【資料】旅行会社のツアー募集広告

■関西旅行社（神戸新聞掲載）

世界ジオパーク 鳥取港・隠岐間チャーター運航 モニターツアー

鳥取港からチャーター船でいく！

悠久の島 隠岐の島3島めぐり
 谷津島の皆生温泉

隠岐の島&山陰海岸 ジオパークをめぐる旅

4月13日(金) 49,800円

4月12日(木) 45,800円

神戸新聞旅行社 神戸 078-362-7174 経路 079-285-3855

【ツアー概要】

- 悠久の島 隠岐の島3島めぐり ※B区間（鳥取～西郷）利用
 - ・日程：4月13日（金）～15日（日）…2泊3日（隠岐1泊、米子1泊）
 - ・概要：4/13 鳥取からチャーター船で西郷（隠岐泊）、4/14 隠岐観光、定期フェリーで七類へ（皆生泊）
4/15 米子下町散策等
- 隠岐の島&山陰海岸ジオパークをめぐる旅（トレイルツアー） ※B区間（鳥取～西郷）利用
 - ・日程：4月12日（木）～14日（土）…2泊3日（鳥取1泊、隠岐1泊）
 - ・概要：4/12 鳥取砂丘トレイル（鳥取泊）、4/13 摩尼山トレイル、鳥取からチャーター船で西郷（隠岐泊）
4/14 隠岐トレイル、定期フェリーで七類へ

■県内旅行社（日本海新聞掲載）

隠岐ユネスコ世界ジオパーク

鳥取・隠岐間超高速船(レインボージェット)チャーター利用企画

大地の絶景 人と自然をつなぐ島

隠岐の島満喫 ハルオキイベント
 4月13日(金)2泊3日 31,800円

春の隠岐の島満喫
 4月12日(木)2泊3日 29,800円

県内旅行社

【ツアー概要】

- 隠岐の島満喫ハルオキイベント ※B区間（鳥取～西郷）利用
 - ・日程：4月13日（金）～14日（土）…1泊2日（隠岐1泊）
 - ・概要：4/13 鳥取からチャーター船で西郷、隠岐観光（隠岐泊）、4/14 隠岐観光、定期フェリーで七類へ
- 春の隠岐の島満喫 ※C区間（西郷～七類）利用
 - ・日程：4月12日（木）～13日（金）…1泊2日（隠岐1泊）
 - ・概要：4/12 七類から定期フェリーで西郷、隠岐観光（隠岐泊）、4/13 隠岐観光、チャーター船で七類へ

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
道路建設課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕	街路藤津和田町線地盤改良 工事(3工区)(防災安全交 付金)(経済対策)	米子市 和田町	株式会社エイ・エイチ・エイ 代表取締役 幡原 淳	109,512,000円 (予定価格) 117,913,320円	平成30年 2月28日 ～ 平成30年10月15日	平成30年 2月27日	制限付一般競争入札 (17社)
空港港湾課 〔鳥取港湾事務所〕	鳥取港災害復旧工事(航路 浚渫3工区)	鳥取市 港町 地先	八幡コーポレーション株式会 社 代表取締役 玉木 裕一	381,240,000円 (予定価格) 425,648,520円	平成30年 2月 2日 ～ 平成30年 6月29日	平成30年 2月 2日	制限付一般競争入札 (3社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔鳥取県土整備 事務所〕	鳥取空港賀露線(賀露工区) 改良工事(3工区)(交付金 改良)	鳥取市 湖山町北 ～ 賀露町	株式会社興洋工務店 代表取締役 亀井 勲	(当初契約額) 145,368,000円 (第1回変更後契約額) 151,477,560円 (変更額) 〔 6,109,560円 〕	平成29年 7月12日 ～ 平成30年 3月15日	(当初契約年月日) 平成29年 7月12日 (第1回変更契約年月日) 平成30年 2月28日	— ・空港管理者との協議により、航空法 に基づき高さ制限を遵守するための作 業領域感知システムを新規計上した ことによる工事費の増。 ・他工区で概出予定の残土が受け入 れ先との調整により概出できなかつた ことから当工事にて一緒に概出したこ とによる工事費の増。

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 (西部総合事務所 米子果土整備局)	国道181号(岸本バイパス) 改良工事(8工区)(社会交 付金)(経済対策)	西伯郡 伯耆町 金廻	株式会社エイ・エイチ・エイ 代表取締役 権原 淳	(当初契約額) 169,560,000円	平成29年 2月15日 ~ 平成29年10月22日	(当初契約年月日) 平成29年 2月14日	-
				(第1回変更後契約額) 170,479,080円 (変更額) 〔 919,080円〕	(変更後工期) 平成30年 2月28日	(第1回変更契約年月日) 平成29年10月18日	・切土工の施工範囲内において、当初 想定していなかった岩盤が広範囲に 確認されたことから、岩崩れ及び転石 破砕が必要となったことによる工事費 の増。 ・農業用水路の付け替えについて、当 初計画では5月までに終了予定として いたが、先行工事の遅れにより5月ま での付け替えが困難となった。農業用 水路の施工時期について、地元と協 議した結果、10月以降の施工となっ たことにより工期の延長が必要となっ た。
				(第2回変更後契約額) 170,772,840円 (変更額) 〔 293,760円〕	(変更後工期) 平成30年 3月20日	(第2回変更契約年月日) 平成30年 2月23日	・想定より転石破砕数量が増えたこと による工事費の増。 ・掘削土について、残土処分場の受け 入れ条件を満たさなかったため、ばっ 気処理が必要となったことによる工期 延伸。